

平成23年度さっぽろ食の安全・安心推進委員会
第2回条例検討専門部会 会議結果（概要版）

【日時】平成23年10月4日（火） 10時00分～11時30分

【場所】WEST19（中央区大通西19丁目） 2階 研修室A・B

【議事】式次第に従い、議題ごとに事務局より参考説明を行い、それぞれについて各委員より質問・意見を求めた。

なお、本部会では、部会の総意として、「条例は必要である。」ということで、今後は議論を進めていくこととした。

【各委員の意見・質問等要約版】

1 条例の必要性について

(1)	<p>ア 条例というものは、消費者を保護してくれるという思いが強いので、消費者としては、必要性を感じる。</p> <p>イ 条例を制定し、その後見直しをして、その都度必要なことを追加していくのが通例だと考える。</p>
(2)	<p>ア 事業者サイドとしては、近年色々な状況を考えると、やはり中々性善説に立てない世の中になってきている。そういった意味で厳しいが、条例は必要なのかなと思っている。むしろ、それが事業者を守ることになるかもしれないと思っている。</p> <p>イ 業界内では、情報はかなり伝わっているが、一方で条例のようなものがないと、また、同様な事件等を起こしてしまい、会社をつぶしてしまうようなことはなかなか収まらないと思う。</p> <p>ウ 基本的には、法律とか条例は少なければ少ないほどいい社会だと思っているので、今の社会環境の中で条例は必要だと思うが、将来、安定したときには条例を廃止するとかを考えた方がいい。</p>
(3)	<p>ア 条例としては、消費者を保護するということはすごく大切である。</p> <p>イ 消費者を保護するということに加えて、賢い消費者になって欲しいという願いもある。</p> <p>ウ 消費者がもっと勉強できるようになればいい。</p> <p>エ 事業者は、正しい知識を持ち、そのことを責務として認識してもらいたい。</p>
(4)	<p>条例を制定するとして、札幌市が条例でどのレベルまでの基準を持つのかということが課題なると思う。最低限のものとするのか、ハードルを高いものにするのか、その辺を議論していきたい。</p>

2 安全・安心な食のまちづくりを進める上での基本的な考え方について

(1) 方向性、名称及び対象について

①	<p>ア こんな条例がある札幌に住んでみたいという視点はよいと思う。</p> <p>イ 札幌をアピールするには、札幌に特化した条例がいいと思うが、札幌で扱っている食品は必ずしも札幌産のものばかりではないので、対象範囲が難しい。</p> <p>ウ 消費者としては、公表について盛込んでもらいたい。</p> <p>エ 北海道の条例では、農薬や生産体制等に係ることまで記載があることから、札幌市は、そこまで必要ないと思う。</p> <p>オ 札幌市も観光都市を目指していくのだったら、「食のまちづくり条例」的なものがないのではないかと思う。</p>
②	<p>この条例の策定にあたっては、対象について特に優先順位や中心を設ける必要はないと思う。</p>
③	<p>ア 行政の公表は、事業者にとってある種ペナルティ的要素があるので、色々なことに配慮する必要がある。</p> <p>イ 条例の名称については、「安心」という言葉は非常に情緒的であることから、「安全」のみを名称に入れる方がいいと思う。</p>
④	<p>ア 北海道、札幌におとずれる消費者だけを対象とするのか、世界への発信ということだったら、それも目的の一つとしてこの条例に盛込むのか、そういうことも考えなければならない。</p> <p>イ 市民あるいは消費者にとっては、情報公開が大事な要素だと思う。</p> <p>ウ やはり、「安全」ということが優先されると思うので、そういうことを条例に盛り込み、どの程度盛込んでいけるかということが必要になってくる。</p> <p>エ 各種法律や札幌市の方針等色々あると思うが、そういうことを横断的に集約して、共通項を見出し、札幌市は独自にこういうものを作っていくということを謳いあげる方向性になるのかなと思っている。</p> <p>オ 「食の安全・安心条例」という名称でいくと、どの「まち」とも変わらないので、独自のもの考えた方がいい。</p>
⑤	<p>ア 「札幌市食品衛生管理認定制度」の認証を取っている事業者が意識しているのは、一般の消費者ばかりでなく、観光客にも示したいと考えていて、その数も多い。</p> <p>イ 条例についても、市民ばかりでなく、観光客も対象とするのがいいと思う。</p> <p>ウ 札幌はどちらかというと消費地、もしくは観光都市であることから、そういう点で、やはり名古屋や京都の条例が参考になると考えている。</p>
⑥	<p>ア 今、議論している新しい条例の内容は、食品衛生法には直接重ならないようなもの、食品衛生法との重複をできるだけ避けるという内容になるのではないかと思っている。</p> <p>イ 「安全」と「安心」という言葉を使い分けるのが一般的ではないかと思っているので、「安心」という言葉の使い方には注意が必要である。</p>

	<p>ウ 「安心」という言葉を使って、単なる「安全」ではなく、もっと広い範囲をこの条例の対象とするということももちろんあっていい。</p> <p>エ 条例の正式名称の他にニックネームのようなものをつけるというのも一つの戦略かもしれない。</p>
--	--

(2) 条例の目的及び理念について

①	<p>各自治体の目的や理念の中で、行政及び事業者は「責務」、消費者は「役割」と使い分けをしているが、消費者の「役割」というのは意見を述べるということか？</p>
---	--

3 その他の事項について

(1)	<p>食品衛生協会では、指導員の研修を毎年やっているのので、そういった席で新しい情報などを勉強する機会はある。</p>
(2)	<p>ア これまでも国をはじめとする行政から業界には情報はかなり流れてきている。</p> <p>イ ただ、業界団体や組合などに加入する事業者が減ってきていると思われるので、以前より政府とか行政の通達が回りづらい環境になってきたのではないか。</p>
(3)	<p>保健所が所管して策定する条例では、「観光」や「食育」などの要素を盛り込むことは可能か？</p>